

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月25日（木） 午後3時
2. 開催場所 見附市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 11名
- | | | |
|----------|----------|---------|
| 1番 齋藤高央 | 2番 渡邊和明 | 3番 佐藤徹 |
| 4番 小林平仁 | 5番 三本友子 | 6番 齋藤義夫 |
| 7番 関谷常夫 | 8番 三沢孝喜 | 9番 高橋行雄 |
| 10番 小杉義光 | 11番 櫻井政志 | |
4. 欠席委員 1名 山田久栄
5. 議事日程
- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 報告1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について
- 日程第3 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について
- 議第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第4号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について
6. 農業委員会事務局職員
- | | | |
|--------|---------|----------|
| 局長 北村保 | 次長 伴内美和 | 係長 菫澤亜紀子 |
|--------|---------|----------|

7. 会議の概要
- （午後3時 開会）

議 長 ただ今から、令和6年1月の農業委員会総会を開会します。

（関谷会長） 本日は欠席委員1名、山田委員より報告がありました。現在の出席委員は11名でございます。よって総会は成立しております。招集案内により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれましては地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願いします。

はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号5番 三本友子委員と、6番 齋藤義夫委員の2名をお願いします。

議 長 報告に入ります。「報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出の受理について」事務局より報告をお願いします。

（関谷会長）

事務局 「報告1号 農地法第5条の規定による届出の受理について」報告いたします。

(伴内次長) 1番、登記地目は畑、面積173㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。権利種別は売買による所有権移転です。
市街化区域内にある農地で、住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので、受理したものです。報告は以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。

(関谷会長) 「ありません」の声

質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議長 議事に入ります。「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。事務局より説明願います。

事務局 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。
(葦澤係長) 全て所有権移転です。

1番、2番は関連しているため、併せて説明します。

1番、申請地目は畑、面積204㎡です。

2番、申請地目は畑、面積376㎡です。

譲渡人は農地を相続しましたが市外在住で耕作が難しいため、それぞれの譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

3番、4番も関連しているため、併せて説明します。

3番、申請地目は田、面積590㎡です。

4番、申請地目は畑、面積50㎡です。

譲渡人は耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

5番、6番も関連しているため、併せて説明します。

5番、申請地目は田、面積合計1137㎡です。

6番、申請地目は畑、面積合計321㎡です。

譲渡人は耕作が難しく、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

7番、申請地目は田、面積281㎡です。

譲渡人は耕作が難しく、譲受人の隣接の農地ということで、話がまとまり農地を取得するものです。

8番、申請地目は畑、面積125㎡です。

譲渡人の先代と譲受人の間で、農地を譲受人が耕作するということで贈与の約束をしており、今回、農地を取得の手続きをするものです。

以上の申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番、2 番について、地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

池田委員 1、2 番、関連しておりますので一緒に説明します。
譲渡人は現在、市外在住で農地の相続をされました。田について委託されておりますが、2 か所ある畑は耕作が難しく、それぞれの方へお譲りするものです。1 番の方は農地を所有しており引続き耕作してください。2 番は譲受人のお母様が以前より野菜作りをされており、息子さんの名前で譲り受けるものです。両方とも今後も耕作を続けられる環境が整っており問題ないと考えます。

議 長 3 番から 6 番について、地区担当委員の齋藤高央委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

齋藤委員 3、4 番は関連しておりますので一緒に説明します。
譲受人は以前からこの農地を耕作しており、このたび売買契約の話がまとまりました。譲受人は認定農業者であり問題ありません。
5、6 番も関連しておりますので一緒に説明します。
譲渡人は以前から地区外に住んでおり、譲受人は以前からその農地の耕作をしています。ご夫婦で耕作し認定農業者でもありますので問題ありません。

議 長 7 番について、地区担当委員の渡邊委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

渡邊委員 譲渡人は地区外に住んでおり、譲受人が以前から管理していた農地で、認定農業者でもありますので、問題ありません。

議 長 8 番について、地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

平井委員 譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は見附に戻る予定もなく、贈与という形で渡すことになりました。譲受人は野菜作りに積極的に取り組んでいる農家で問題ありません。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 続いて「議第2号農地法第4条の規定による許可申請の許可について」上程し
(関谷会長) ます。事務局より説明願います。

事務局 「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の許可について」説明いたし
(伴内次長) ます。
申請地目は畑、面積428㎡です。申請人の父母の代から住宅の敷地として利用されてきました。現在父母は他界され、申請人は県外在住であることから、空き家の状態が続いており、市の空き家バンクに登録して、購入してくれる人を募りました。売却の目途がたったことから申請地の調査をしたところ、建物敷地の一部が農地地目であることが判明したことから、住宅敷地として転用したいと許可申請が提出されました。周辺の宅地化の状況などから第3種農地と判断されます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区担当委員の平井委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

平井委員 事務局の説明のとおり地元の農家組合の同意もあり、申請通り問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第2号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「議第3号 農用地利用集積計画の決定について」上程します。
(関谷会長) 説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第14条の規定に基づく議事参与の制限により、齋藤高央委員、齋藤義夫委員、高橋委員、小杉委員、廣瀬委員、鈴木委員、および私、関谷は、当該議案の審議終了まで退席します。私が退席の間、見附市農業委員会会議規則 第5条第2項により、議事進行を佐藤代理から努めていただきます。佐藤代理、よろしく願います。
(該当委員退席)

議 長 議長に指名されました、佐藤です。議事進行につきましてご協力お願いいたします。
(佐藤代理) ます。それでは「議第3号」について、事務局より説明願います。

事務局 「議第3号 農用地利用集積計画の決定について」について説明します。

(菫澤係長) はじめに農用地利用集積計画による所有権移転です。

1番、申請地目は田、面積は1,021㎡です。

農地の場所が譲受人の耕作している場所に近く、譲渡人と話がまとまり農地を取得するものです。

2番、申請地目は田、他6筆、面積合計は11,8467㎡です。

先程の議第1号の3条申請の5番6番と同じ方です。譲渡人は耕作が難しいため、譲受人と話がまとまり農地を取得するものです。

続きまして、ページ番号2ページから39ページは、相対による利用権設定です。利用権設定の合計面積は、432筆、632,565.13㎡です。

次に、ページ番号40ページから53ページ、農地中間管理事業である新潟県農林公社による集積一括方式の利用権の設定です。利用権の設定の合計面積は136筆、337,613.40㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による要件を満たしており、適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。所有権移転の1番について、地区担当委員の池田委員より補足説明をお願いします。

池田委員 譲受人は認定農業者で規模拡大を考えており、話がまとまりましたので、問題ありません。

議 長 2番について、地区担当委員の佐藤剛委員より補足説明をお願いします。

(佐藤代理)

佐藤委員 議第1号でも説明がありました通り、譲渡人は農地を相続しましたが、自分で耕作することができないので、親戚関係でもあり認定農業者の譲渡人と話がまとまったものです。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。

(佐藤代理) 「ありません」の声

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第3号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。退席された委員の関係案件が終了しました。皆様のご協力により、議事進行を滞りなく終えることができました。ありがとうございました。

それでは、退席された、関谷会長、齋藤高央委員、齋藤義夫委員、高橋委員、小杉委員、廣瀬委員、鈴木委員は、入室してください。

(退席議員 入室)

議 長 次、「議第4号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を上程
(関谷会長) します。事務局より説明願います。

事務局 申請はすべて、新潟県農林公社から受け手の変更があったための移転です。促
(葦澤係長) 進計画の作成にあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとさ
れているため、市から農業委員会の意見が求められています。
申請は3筆、合計面積は、1,724㎡です。
農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしており、適切であると考え
ます。説明は以上です。

議 長 事務局、補足説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第4号」について、原案
のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長) (「ありません」の声)
質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第6号」について、原案
のとおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
異議なしと認め、原案のとおり決定します。
本日の日程は全て終了いたしました。
以上で、令和6年1月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時35分 閉会)